

平成26年度東京都社会福祉協議会登録講師派遣事業
利用の手引（兼 実施要綱）

平成26年7月1日
東京都社会福祉協議会

1 目的

この事業は、福祉・介護系講師の登録制度を設け、研修機会が持ちにくい小規模事業所などに出張研修を実施し、福祉・介護職員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の設置主体

東京都

3 事業の実施主体

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

4 しくみの全体概要

（別紙1）のとおり

5 講師の登録対象者

- （1）都内の指定介護福祉士養成施設に所属する教員で1年以上の教歴を有する者
- （2）都内の指定社会福祉士養成施設に所属する教員で1年以上の教歴を有する者
- （3）都内の指定精神保健福祉士養成施設に所属する教員で1年以上の教歴を有する者
- （4）都内の指定の介護職員初任者研修実施事業所に所属する教員で1年以上の教歴を有する者
- （5）認知症介護指導者養成研修修了者で東京都の指定研修で3年以上の教歴を有する者
- （6）その他、東京都及び東京都社会福祉協議会が協議のうえ、同等の教歴を有すると認めた者

6 登録方法

- （1）所定の登録様式（様式1）に必要書類を添えて申し込む
- （2）登録料は無料

7 登録期間

- （1）年度を単位として、1年間
- （2）特段の信用失墜行為がなく、かつ、本人からの申し出がない限り、自動更新する

8 登録講師の活動（派遣）方法

- （1）A活動：年2回研修講座を企画し、参加事業所を公募し派遣研修を行う活動（項目10参照）
- （2）B活動：随時、事業所の個別の研修ニーズに対応し、東社協が講師を調整し派遣する活動
（項目11参照）

9 受講対象となる事業所

福祉・介護に関するサービスを提供し、次の要件のいずれかに該当する事業所

- (1) 利用者の定員が、施設サービスで110人、在宅サービスで50人以下の事業所
- (2) 利用者の定員がない事業所は、1サービス当たりの利用実人員（直近1か月又は直近3か月の平均）が110人以下の事業所
- (3) 上記に定める他、東京都及び東京都社会福祉協議会が協議の上、特に支援が必要と認められる事業所

10 A活動に関すること（研修講座を企画し、参加事業所を公募し派遣研修を行う活動）

(1) 研修企画立案に関すること

① プログラム内容

福祉・介護職員の資質向上に資する研修プログラム

② 研修時間及び日数

1コマ 90分～120分

複数コマ（シリーズ）にわたる研修も可。この場合は、それぞれを別のコマの研修として数える

③ 研修の形態

不問（講義、演習、見学等）

④ 研修企画件数及び実施回数

不問

⑤ 研修実施期間

平成26年10月～平成27年2月

⑥ 費用助成額

1回あたりの講師謝金等の助成額は下表のとおり

出張先	助成額	備考
都内区市町村	24,100 円	定額（謝金、打合せ経費、出張旅費を含む）
島嶼部	23,000 円＋旅費実費	旅費実費額がわかる領収書等を請求時に添付のこと

⑦ 応募書類及び提出締切

研修企画書（様式2） 平成26年8月25日（月）

＊1 登録様式（様式1）と同時提出可能。

＊2 上記締切後も、随時講師登録、企画書の受付を行う。

⑧ 提出先

〒112-0006 東京都文京区小日向 4-1-6

東京都社会福祉保健医療研修センター 1 階

東京都福祉人材センター研修室（荒井）

TEL:03-5800-3335 FAX03-5800-0449

s-arai@tcs.w.tvac.or.jp

（２）出張研修事業所の選定

① 方法

東社協からの「出張研修実施事業所の選定依頼通知」を受けて、申込リストに採否をつけて東社協に回答する

② 回答期限

別途依頼通知文による

（３）出張研修事業所の決定

講師からの採否連絡を受けて、東社協は事業所に採否の「決定通知」をする

（４）事業所との事前打合せ

① 方法

東社協からの「決定通知」を受けて、個々の事業所と研修に必要な事前打合せを行う

② 打合せで確認すべき主な項目

- ・研修テーマ
- ・研修日時
- ・会場（住所・交通経路・会場のレイアウト・マイク等の設備準備の可否）
- ・予想される参加者数と参加層
- ・用意する資料と部数（印刷の手配は講師か事業所か）
- ・事業所からの研修内容への希望
- ・講師（氏名・役職・緊急連絡先）

（５）実施計画書の提出

① 提出書類

事業所との事前打合せが終了した後に、「実施計画書」（様式３）を東社協に提出する

② 提出時期

最初の出張研修開始前

③ 提出方法

できるだけ一括した提出が望ましいが、実施期間が広範囲にわたるときは分割提出することができる

(6) 出張研修後の報告と費用助成金の授受

① 手順

- ・講師は「実施報告書」(様式4)、「研修受講証明書」(様式5)(研修を実施した事業所から証明を受ける)、「請求書」(様式6)、「振込依頼書」(様式7)をすべての研修が終了した後に提出する。
- ・東社協は請求に基づき、費用助成金を支払う

② その他

東社協は必要があるときは「実施報告書」(様式4)とは別に講師に報告またはアンケート等を求めることができる

11 B活動に関すること(個別の研修ニーズに対応し、東社協が講師を調整し派遣する活動)

- (1) 主旨: A活動によらず、個別の研修ニーズに応じて東社協で調整し、出張研修を実施していた
- だく
- (2) 費用助成: A活動に同じ
- (3) その他の手続き: 個別に確認し実施する

12 登録の取り消し

事業の目的を逸脱するなどの信用失墜行為があったと本会が判断した場合、弁明の機会を与えた後に取り消す場合がある

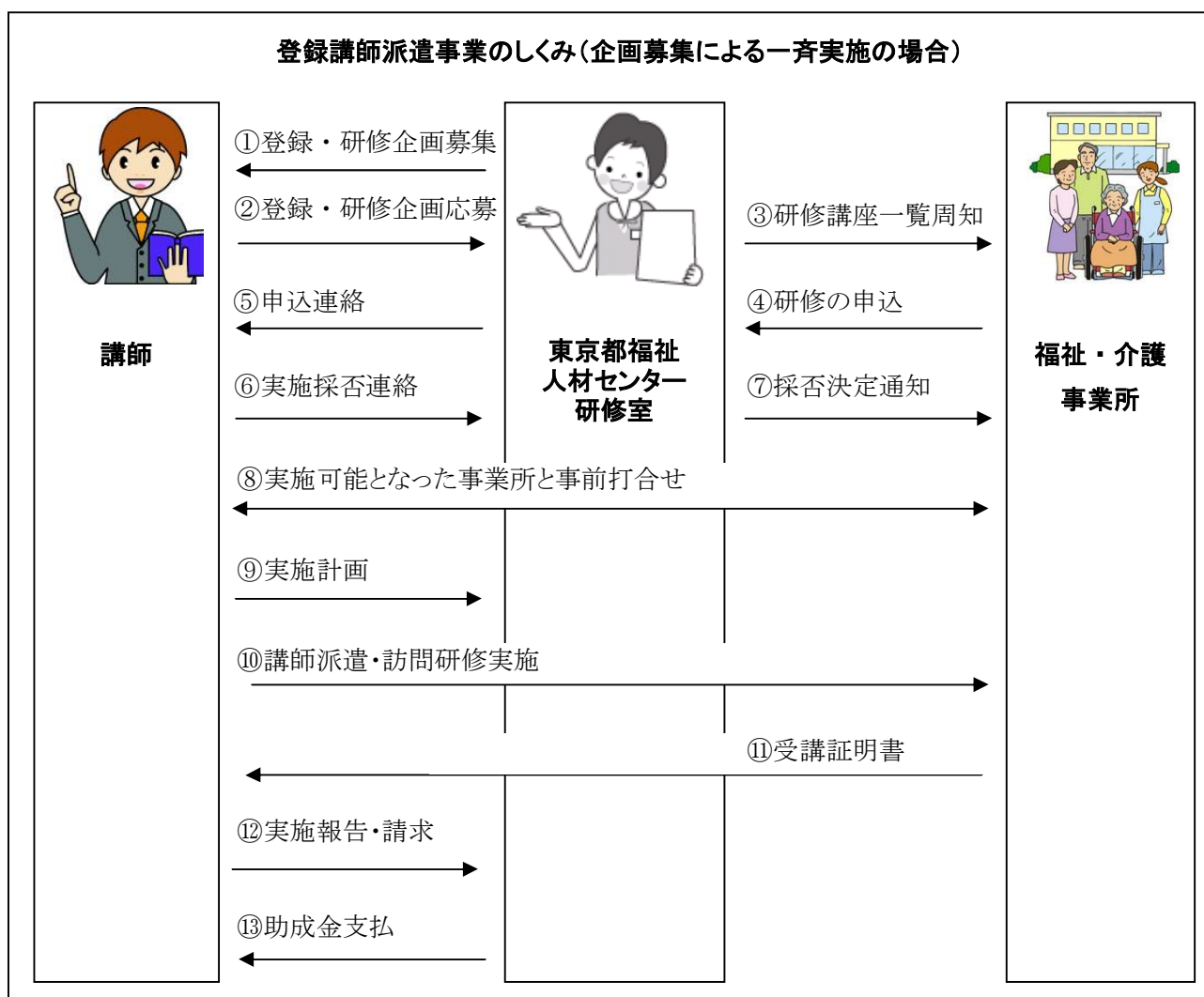
13 スケジュール

平成 26 年 7 月中旬	登録講師募集案内開始、研修企画募集
8 月 7 日	事業説明会(セントラルプラザ)
8 月 25 日	登録講師、研修企画初回受付締切
	* 上記締切後も随時講師登録・研修企画募集
9 月上旬	事業所に研修案内・申込受付
	事業所からの個別研修(要望)受付
10 月中旬	研修実施(～2 月)
平成 27 年 2 月	26 年度研修終了

14 問い合わせ先

〒112-0006 東京都文京区小日向 4-1-6
東京都社会福祉保健医療研修センター 1 階
東京都福祉人材センター研修室(荒井)
TEL:03-5800-3335 FAX03-5800-0449
s-arai@tcs.w.tvac.or.jp

登録講師派遣事業のしくみ(企画募集による一斉実施の場合)



- ①東社協は登録講師とその講師が提供できる研修企画を公募
- ②希望者（講師）は申込書（様式 1）、研修企画書（様式 2）で応募
- ③東社協は研修企画書に基づき、研修プログラムを一覧表にして事業所に参加案内
- ④東社協は事業所から研修の申し込みを受ける
- ⑤東社協は事業所からの申込希望リストを登録講師に連絡
- ⑥登録講師は研修実施の採否事業所を選定し、東社協に連絡
- ⑦東社協は研修実施の採否結果を事業所に通知
- ⑧登録講師は事業所と研修実施に必要な事前打合せを行う
- ⑨登録講師は打ち合わせを基に東社協に研修の実施計画書（様式 3）を提出
- ⑩登録講師は当日に出張研修を実施する
- ⑪事業所は受講証明書（様式 5）を登録講師に発行する
- ⑫登録講師は研修の実施報告書（様式 4）、研修受講証明書（様式 5）、請求書（様式 6・島嶼部出張の場合は旅費実費を証する領収書等を添付）、振込依頼書（様式 7）を東社協に提出
- ⑬東社協は助成金を登録講師に支払う

* 上記のほかに、個別の研修ニーズに対応する場合は、その都度、個別の講師と調整し、対応します。

よくあるご質問（Q & A）

Q 1 登録講師の活動にはどのような方法がありますか？

→A 2つの方法があります。

1つは、登録講師が専門分野を活かして研修企画を立案していただき、その企画を一覧表にして、参加事業所を公募する方法です。これは年2回行う予定です。

2つは、個別の研修要望が寄せられた場合に、東社協で最適な講師を紹介していく方法です。そのために、予めご登録いただきました情報をもとにマッチングのご相談をさせていただきます。

Q 2 研修企画をすぐに提案出来ない場合でも登録することは可能ですか？

→A 可能です。ただし、ぜひ研修企画を立案し、小規模事業所の人材育成にご協力ください。

Q 3 この事業に参加する事業所側の金銭的負担はありますか？

→A 基本的に事業所の負担はありません。ただし、研修レジメの印刷をお願いすることは可能です。

Q 4 講師が自身の講義の効果測定のため、研修時にアンケートなどを配布することは可能でしょうか？

→A 可能です。研修室では後ほど、事業全体の評価アンケートは実施しますが、個々の研修アンケートは行いません。アンケート協力については、事業所に個別にご相談ください。

Q 5 講師がこの研修を引き受けたことを広報・宣伝しても構いませんか？

→A 可能です。

Q 6 効果的な出前研修を行うには、どのような点に注意したらよいですか？

→A 事業所の研修ニーズに添っていただくと職員全体で受講したことの意義が高まります。そのためには、事前の打ち合わせは大切です。

事業所の希望を聞き、事前アンケートを取るなどしてニーズを把握し、講義内容・手法等を研修担当者と相互に確認しておくことで研修効果は高まります。

なお、小規模事業所では研修実績の少ない事業所が多いことから、研修に不慣れな場合があります。そのことをお含みいただき、人材育成にご配慮をお願いします。

